

収入が減少したひとり親家庭の方へ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の 「追加給付」の申請はお済みですか？

ひとり親世帯臨時特別給付金の**基本給付の支給を受けた方**で
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、

さらに、「**1世帯当たり5万円**」が受け取れます

***追加給付は、申請書の提出のみで添付書類は必要ありません**

お早めに以下の支給要件をご確認ください！

支給対象となる方（以下の①と②の両方に該当する方）

- ① ひとり親世帯臨時特別給付金の**基本給付の支給を受けた**。
 - ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金を申請中の場合も対象となります。
 - ▶ 追加給付の対象者については、裏面をご確認ください。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて**家計が急変し、収入が減少**した。
 - ▶ 収入の減少額や減少割合に一律の基準はありません。
 - ▶ 内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウィルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

*支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

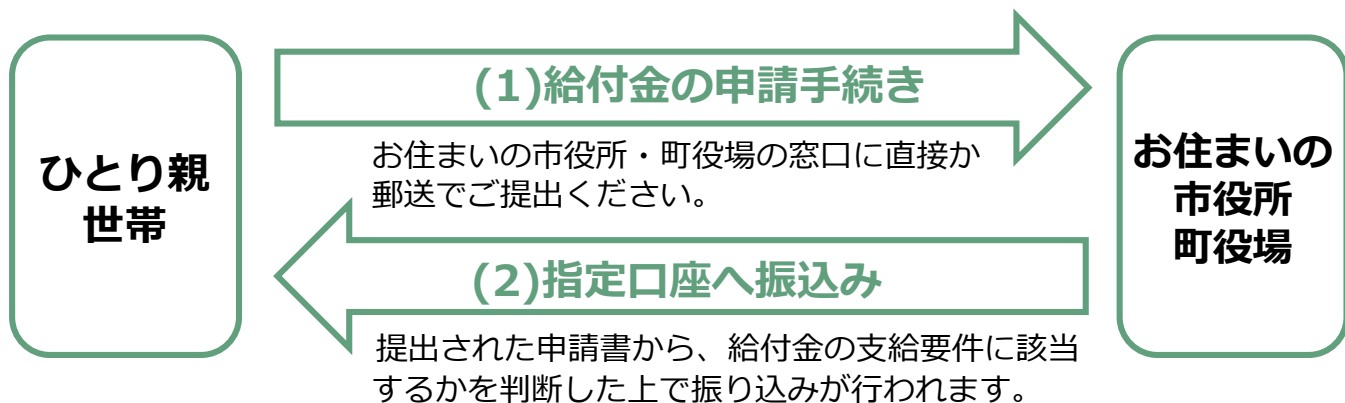
「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、お住まいの市町によって異なります。詳細については、お住まいの市役所・町役場の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口（児童扶養手当担当課）までお問い合わせください。

追加給付の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付の支給を受けるためには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、お住まいの市町の「**ひとり親世帯臨時特別給付金**」窓口（**児童扶養手当担当課**）に**直接**、または**郵送でご提出**ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対し、申請内容を確認して、基本給付の申請時に指定された口座に可能な限り速やかに振り込みます。



追加給付の対象者

- 以下の①もしくは②のいずれかに該当する方
- ① **令和2年6月分の児童扶養手当受給者**でひとり親世帯臨時特別給付金の**基本給付の支給を受けた方**
- ② **公的年金等^{※1}を受給**しており、**令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方^{※2}**でひとり親世帯臨時特別給付金の**基本給付の支給を受けた方**（これから基本給付の申請を行い、給付金の支給を受ける予定の方も対象です。）

※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など該当します

※2 すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、**児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される方も対象**となります。



**「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに市役所・町役場・県庁や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市役所・町役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。